

秘蔵は宝の持ちグサレ…☆

このように文化財は、わが国の歴史、文化等の正しい理解のために、欠くことのできないものです。又、将来の文化発展の基礎となり、大きくは世界文化の進歩に貢献するものです。従って所有者や関係者は、公共のために大切に保存し、できるだけ公開する等、その文化的な活用に努めています。

よく耳にすることですが、重要な文化財であるために秘蔵して村の人も一度もみたことがないといひ、遠くからの視察者があつても追いかえずという例があります。これでは宝の持ちくされです。文化財は活用されることによつてその価値が生かされるというものです。

しかし、活用することはい、が、よくPRされている文化財は押しかける観賞客によつて傷つけられ、落書きされ、果てはその一部が持ち去られる事実も少くありません。これも困つたことで、そのため所有者が文化財の公開をしぶり、これが保護と活用の実があがらないことも事実です。

活用の仕方いろいろ…☆

では、どのように活用すればよいか。まず一般教養の資料について考えてみましょう。近頃は文化財ブームといわれるように、こういった面についての研究と見学が盛んになり、特に観光地は文化財を中心にPRしているの、よい参考書

が出版されて研究家の便をはかつています。又、学校教育面での文化財の活用は、まだ徹底していないようです。県内でも一部学校では文化財の保護活用に大きな関心をよせて、教育的効果をおげているが、ある面では、むしろはきちがえの教育のためか、愛護どころか破壊汚損の事実があるのは残念なことです。

さらに観光資料の点では、観光地の多くは文化財が中心となつており、観光客もこれが目的で来遊するので、観光地の市町村では広報には万全を期すべきでしょう。

そのためには所在地の標識や説明板を建てたり、印刷物や映画スライドによる広報活動を行つたり、又写真撮影会を催して、あとで作品の展覧会を催すなど、祭礼や縁日などには努めて公開活用し、文化財の価値を一そう高めたものです。

公開は許可をうけてから…☆

こゝで注意してほしいことは、国宝や重要文化財を公開するために、その場所を要する時は、公開許可の申請をして許可を得なければならぬことです。それには二十日以前に公開する場所の県教育委員会を通じて文化財保護委員会に書類を提出しなければなりません。申請するときは、所有者の承諾書（写でもよい）、防災のため所轄消防署の意見書と展覧会場の見取図を添えなければならぬことになっていいます。

県にはどんな文化財があるか…☆

概況をのべますと、「特別史跡」の熊本城をはじめ国で指定した文化財は総数七十五件、うち建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、古文書、考古資料などの「重要文化財」三十五件、熊本市小島町の千金甲古墳などの「史跡」十五件、「名勝・史跡」の水前寺成趣園、千歳山などの「名勝」三件、「名勝・天然記念物」の天草妙見浦、「天然記念物・名勝」の牛深竜仙島、「特別天然記念物」の鹿本郡鹿鹿村相良のアイラトビカズラ、藤崎台のクスノキ群など十七件の「天然記念物」などです。

これらの国指定文化財に対して、熊本県で指定した文化財もあります。熊本県文化財保護条例により県で指定した文化財は、いままでに「有形文化財工芸品」として刀剣関係六件、肥後象嵌製作技術と清和村の人形芝居などの「無形文化財」二件、伝鞠智城跡ほか十三件の「史跡」、三角町郡浦の天神の樟など四件の「天然記念物」、菊池神社の松雛子能など五件の「民俗資料」があります。県教育委員会では県指定候補の調査も大部分終つていいますので、引きつゞき指定を行う方針です。

文化財愛護の気持を高めよう…☆

このように、県内には国指定のもの七十五件、県指定のもの三十一件という多くの文化財がありますが、そういったものが全部大切に保存されているとは限りません。中には重要な古墳がなんらの保存施設も加えられずに放置され、破壊寸前にあるもの、学術調査に名を借りて埋蔵文化財を無届で発掘するものなど往々にしてあるようです。また重要文化財の現状変更には厳しい規制があるにもかかわらず無断で変更するものなど、あとを絶たない状態です。こういったことを防止するには何と云つても、文化財愛護の気持をもつと高めることが大切なことです。

そのためには貴重な文化財を持つていたり、管下に立派なものがあつても、所有者や市町村当局がこれに関心がなくては困ります。又学術上の価値を知らず、広報することを怠つては本當の文化財の保護はできないのです。

文化財管理者が、経済的理由で十分な保存施設ができない場合には、文化財保護法第九十八条の規定

「地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に必要な経費につき補助することができ、」

により、経費の一部に対し補助を受けることができますので、これを十分利用する必要があります。

最近、文化財に対する一般の関心が次第に高まつてきたことは、文化財の保護上よろこばしいことです。しかし社会の

☆城北県境を行く

移動県政相談のお知らせ

ことしも県・NHK・地元町村の主催で移動県政相談が行われます。日程、会場及び主な催しは次のとおり。

- △実施場所及び期日▽
- ・玉名郡南関町（十二月六日）
- ・ク 三加和村（ク 七日）
- ・鹿本郡鹿北村（ク 八日）
- ・ク 菊鹿村（ク 九日）
- △主な催し▽

- ・各種県政相談
- ・衛生、農業、林業、土地改良、民生、商政関係その他NHKラジオ相談など
- ・総合発表
- ・知事を囲む県政懇談会
- ・演芸の夕

なお各会場とも県政相談は十二時から十七時まで、演芸の夕は十八時から二十一時過ぎまでとなっております。

☆熊本国体の記録映画が完成しました

題名は「火の国に競う」。イーストマンカラー三巻もの（三千百フィート、映写時間約三十五分）、すでに東京で試写会を終り、熊本市公会堂でも十二月一日実施。

なお、県では、十六ミリプリントを利用して県下の巡回映画会を計画しています。

☆新しい県の人口は…

百八十五万六千二百二人

——国勢調査集計から——

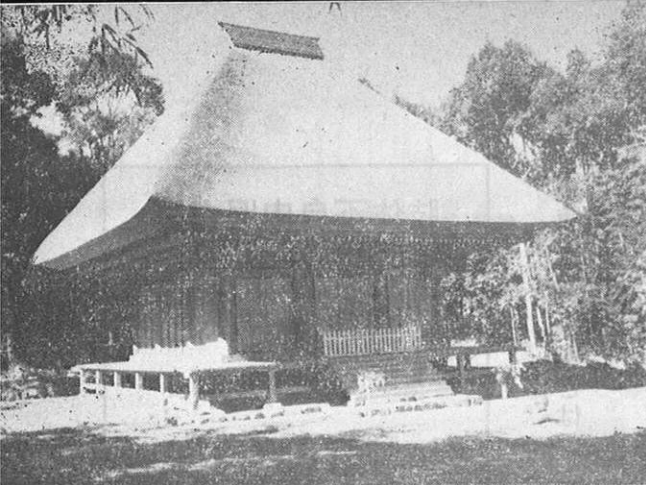
さる十月一日現在で行われた国勢調査のうち県の人口動態について集計を行いました。結果は、県の人口は百八十五万六千二百二人（三十八万六千四百五十世帯）で内訳は男子八十八万七千二百三人、女子九十六万九千八百九十九人。これは三十年の国勢調査の時より三万九千五百五十一人減つています。

☆懸賞論文を募集しています

（テーマ）

「国土総合開発十周年を顧みて将来のあるべき姿を論ず」

- （募集要領）
- 1、原稿枚数二〇枚〜三〇枚（四〇〇字詰）
- 2、切 昭和三十五年十二月二十五日
- 3、発表 昭和三十六年二月末
- 4、賞金 一等五万円（一名）
二等三万円（二名）
- 5 審査員 佳作一万円（若干名）
安芸駿一、北村徳太郎、鈴木雅次、平貞蔵、山越道三の各氏
- 6、あて先 東京都港区芝海岸通一の一五
財団法人 国土計画協会



復元した球磨郡湯前町の明導寺阿彌陀堂
（重要文化財）

こゝで埋蔵文化財について少しのべますと、これは地下、水底その他の人目にふれない状態において埋蔵されている有

埋蔵文化財について…☆

複雑化にともない開発工事が激増し、したがって古墳や社跡その他埋蔵文化財包蔵地域がなら文化財保護の措置が講ぜられることなく破壊滅失される事例が多くなつてきています。埋蔵文化財やこれら包蔵地域の保護についての国の指定には、私権の尊重はもちろん、他の公益との調整も考慮しなければならぬので、いろいろと困難な問題をとまようですが、適切な保護措置をとるよう心がけたいものです。

形文化財をいいます。これを発掘する場合には、発掘届を県教育委員会を経由して提出するようになっています。よく耳にすることですが、埋蔵文化財があるかどうか判らないのに、発掘届を出す必要はなさそうだという人がありますが、それは間違つていいます。つまり、発掘の対象となるのは、土地であつて、埋蔵文化財は調査の対象なのであり、住居跡、寺跡等も埋蔵文化財なのです。土木工事や開墾その他埋蔵文化財の調査以外の目的で行われる発掘についても、それが古墳、貝塚その他埋蔵文化財を包蔵する土地として一般によく周知されておれば、発掘届を出し許可を受けなければならぬのです。

埋蔵文化財を包蔵する土地として知られている土地とは、貝塚、古墳など外形で判断できるもののほか、伝説および口伝などにより、その地域で埋蔵文化財を包蔵する土地として広く認められていて土地をいいます。したがつて未指定の文化財であつても、すでに知られているものももちろん、知られていない文化財についても、地元市町村において積極的に保護を行わねばならないのです。開発が行われる場合には、文化財があるかどうか又、どういった文化的な価値があるかなどについて、十分検討されなければならぬでしょう。

（県教育委員会）